

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

多可町長

市町村名 (市町村コード)	兵庫県多可郡多可町 (283657)
地域名 (地域内農業集落名)	八千代区 (横屋集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月7日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、谷あいから続く集落で、ほ場整備がされた農地が多い。居住区域周辺の平坦な農地(宮ノ前・宮野西・寺の下・垣ノ内)については、集落内の農家6軒を中心に水稻(コシヒカリ)を作付し、山際で傾斜のある農地(桑谷・奥桑谷)については、集落外の認定農業者(法人1社)が米粉用米やニンニクの作付けしており、現状、集落東部は集落内の農家、西部は集落外の法人に集約が進んでいる。また山に囲まれた地域のため獣害被害が多く対策に苦慮しており、水路や農道の老朽化も進んでいる。

昨今の肥料等農業資材の高騰や、農業機械の更新時期がくれば離農者の増加が予測され、高齢化と後継者不足が課題である。

## 【基礎データ】

- ・農家軒数 15軒
- ・主な作物 水稻(コシヒカリ)、米粉用米、ニンニク、一般野菜

## (2) 地域における農業の将来の在り方

引き続き、集落の東部の農地は集落内の農家(6軒)がコシヒカリの作付けを行っていく。西部は集落外の認定農業者(法人)が有機農業でニンニク等の作付けにより農地の活用を図っていく。あわせて、遊休農地の解消や離農者が発生した際の農地も法人に請負ってもらうよう農会を中心に情報共有を図り継続した働きかけを実施する。そのために、草刈りや水路掃除等は農会を中心に集落が実施することで、耕作者の農作業の負担軽減を図り、担い手と集落が協力して地区の農地を守っていく。

水路等の農業施設の維持管理や修繕については多面的機能支払交付金に新たに組み組み適宜実施していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	6.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	6.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・現状すでに集積が進んでいるため、引き続き効率的な農業のため集積・集約化を担い手同士調整しながら進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地権者や耕作者の理解を得ながら農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・多面的機能支払交付金を活用して農業用施設(水路・農道・獣害柵・ポンプ等)の保全管理・修繕を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・主に認定農業者(集落外・法人)を集落内の経営体として位置付け集落が全面的にバックアップしていくが、関係機関と連携しながら新たな担い手の確保についても検討する。また、集落内でも後継者の育成について情報共有しながら働きかけを行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
・JAみのりによるヘリ防除の実施。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①多面的機能支払交付金を活用して獣害対策を実施していく。
- ⑦水路や草刈りなどの保全管理作業を年3回程度実施する。